

富里市基準緩和型通所サービス(独自・緩和)サービスコード表(令和6年4月施行版)

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	合成 単位数	算定単位			
種類	項目							
A6	1211	基準緩和型通所サービス/211	基準緩和型通所サービス費 (独自・緩和)	事業対象者・要支援1(週1回程度)	1,435単位	1,435	1月につき	
A6	1212	基準緩和型通所サービス/211日割			47単位	47	1日につき	
A6	1221	基準緩和型通所サービス/212		事業対象者・要支援2(週2回程度)	2,889単位	2,889	1月につき	
A6	1222	基準緩和型通所サービス/212日割			95単位	95	1日につき	
A6	C221	通所型高齢者虐待防止未実施減算/211	高齢者逆防止措置未実施減算	事業対象者・要支援1	14単位減算	-14	1月につき	
A6	C222	通所型高齢者虐待防止未実施減算/211日割			1単位減算	-1	1日につき	
A6	C223	通所型高齢者虐待防止未実施減算/212		事業対象者・要支援2	29単位減算	-29	1月につき	
A6	C224	通所型高齢者虐待防止未実施減算/212日割			1単位減算	-1	1日につき	
A6	D221	通所型業務継続計画未策定減算/211	業務継続計画未策定減算	事業対象者・要支援1	14単位減算	-14	1月につき	
A6	D222	通所型業務継続計画未策定減算/211日割			1単位減算	-1	1日につき	
A6	D223	通所型業務継続計画未策定減算/212		事業対象者・要支援2	29単位減算	-29	1月につき	
A6	D224	通所型業務継続計画未策定減算/212日割			1単位減算	-1	1日につき	
A6	6125	基準緩和型通所サービス同一建物減算/21	事業所と同一の建物に居住する者又は 同一建物から利用する者に基準緩和型 通所サービス(独自・緩和)を行う場合	事業対象者・要支援1	376単位減算	-376	1月につき	
A6	6126	基準緩和型通所サービス同一建物減算/22		事業対象者・要支援2	752単位減算	-752		
A6	6123	通所型サービス提供体制加算Ⅲ/21	リ サービス提供体制強化加算	(1)サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	事業対象者・要支援1	24単位加算		24
A6	6124	通所型サービス提供体制加算Ⅲ/22			事業対象者・要支援2	48単位加算		48
A6	6100	通所型サービス処遇改善加算Ⅰ	ワ 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の59/1000 加算			
A6	6110	通所型サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の43/1000 加算			
A6	6111	通所型サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の23/1000 加算			
A6	6118	通所型サービス特定処遇改善加算Ⅰ	カ 介護職員等特定処遇改善加算	(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の12/1000 加算			
A6	6119	通所型サービス特定処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の10/1000 加算			
A6	6114	通所型サービスペースアップ等支援加算	ヨ 介護職員等ペースアップ等支援加算		所定単位数の11/1000 加算			

定員超過の場合

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	合成 単位数	算定単位			
種類	項目							
A6	8004	基準緩和型通所サービス/211定超	基準緩和型通所サービス費 (独自・緩和)	事業対象者・要支援1	1,435単位	定員超過の場合 × 70%	1,005	1月につき
A6	8005	基準緩和型通所サービス/212日割・定超			47単位		33	1日につき
A6	8014	基準緩和型通所サービス/212定超		事業対象者・要支援2	2,889単位		2,022	1月につき
A6	8015	基準緩和型通所サービス/212日割・定超			95単位		67	1日につき

従事者が欠員の場合

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	合成 単位数	算定単位			
種類	項目							
A6	9004	基準緩和型通所サービス/211人欠	基準緩和型通所サービス費 (独自・緩和)	事業対象者・要支援1	1,435単位	従事者が 欠員の場合 × 70%	1,005	1月につき
A6	9005	基準緩和型通所サービス/211日割・人欠			47単位		33	1日につき
A6	9014	基準緩和型通所サービス/212人欠		事業対象者・要支援2	2,889単位		2,022	1月につき
A6	9015	基準緩和型通所サービス/212日割・人欠			95単位		67	1日につき

※業務継続計画身策定減算「感染症の予防及びまん延の防止のための指針」の整備、および非常災害に関する具体的計画の策定をおこなっている場合、令和7年3月31日まで適用しない。